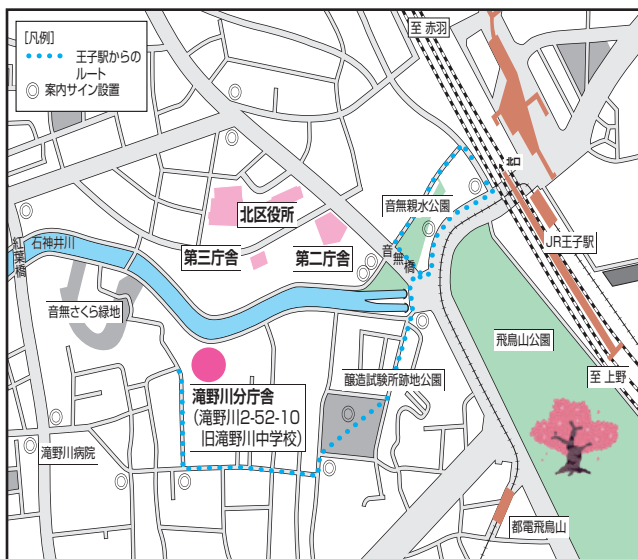


北区教育総合相談センターまでのアクセス



〒114-8546

東京都北区滝野川2-52-10

北区役所 滝野川分庁舎

就学相談担当 【2階 7番窓口】

教育相談担当 【3階 1番窓口】

◆ JR京浜東北線 王子駅下車（親水公園口）

◆ 地下鉄南北線 王子駅下車（3番出口）

いずれからも徒歩 10 分程度

※区役所第一庁舎から滝野川分庁舎間で無料送迎車を運行しています。

◎区役所⇒滝野川分庁舎 毎時 00 分発
（始発午前 9 時 最終午後 4 時）

◎滝野川分庁舎⇒区役所 毎時 30 分発
（始発は午前 9 時 30 分 最終は午後 4 時 30 分）



電話相談・来所相談の受付

受付時間

月曜日～金曜日

午前 8 時 30 分～午後 5 時 30 分

※土日祝日・年末年始を除く

教育相談

03-3908-1326

友達関係、学校不適應、不登校、
家族関係などのご相談を受け付けて
います。

就学相談

03-3908-1237

小学校・中学校への就学に際し、
発達や発育などに不安がある場合
や、北区立小・中学校の通常の学級
に在籍する児童・生徒で特別支援学
級などへの転学を希望する場合の相
談を受け付けています。

子ども相談ポスト

1 人一台学習用端末「きたコン」にインストールされている「まなびポケット」のメッセージ機能により、教育総合相談センター心理士が悩みに寄り添い、気持ちを共有する相談窓口を設けました。（平日の電話受付時間にお返事ができます。）



北 区

教育総合相談センター

ご 案 内



どうぞお気軽に、ご相談ください



北区教育委員会

教育総合相談センター

ホームページ



総合相談窓口

教育相談、就学相談、いじめなどに関する相談を幼児から高校生相当の年齢までの北区在住の子ども本人や保護者、学校（教職員）より受け付けています。まずはお電話でご相談ください。

※各種相談は教職経験者、心理士等が対応します。

※区立学校に在籍している場合は、在籍校のスクールカウンセラーに相談することもできます。

- 通級指導、巡回指導を受けたい
- 保育園、幼稚園、学校に行くのを嫌がる
- 言葉の理解や発達が気になる
- 集団になじめず、友達と遊べない
- 落ち着きがなく、行動等で困っている
- 学習に遅れがある
- いじめられている

- 適応指導教室(ホップ・ステップ・ジャンプ教室)に通いたい

- 特別支援学級や特別支援学校への就学・転学を考えている 又は 相談を通じて考えたい

教育相談担当【滝野川分庁舎3階1番】

03-3908-1326

【教育相談の流れ】

- 電話相談 ↓
- 来所相談 ↓
- ・必要に応じて、来所をご案内させていただきます。
 - ・初回相談は60分～90分
 - ・継続した相談が必要な場合は次回予約をお取りします。
 - ・継続相談は1回50分
 - ・週1回、隔週、月1回など定期的に来所いただき、お子さんの状況確認等をさせていただきます。

【メール相談】・相談者氏名・内容を明記ください。

アドレス kyouiku-soudan@city.kita.lg.jp

【いじめ110番】専用ダイヤル

03-3905-3110

いじめに関する電話相談を教育相談員等が受け付け、対応いたします。

【適応指導教室(ホップ・ステップ・ジャンプ教室)通級の流れ】

様々な原因で学校に登校できない児童・生徒に対して、学校に登校できるよう支援するとともに、社会的に自立できる力を養うことを目的とします。

- 電話相談 ↓
- 面談・見学 ↓
- ケース検討 ↓
- 申込書提出 ↓
- 体験開始 ↓
- 通級決定
- ・学校と相談した上で教育相談担当まで電話ください。
 - ・担当者が面談を行い、必要に応じてホップ・ステップ・ジャンプ教室をご案内します。
 - ・通級の可否を検討します。
 - ・学校・保護者の同意の元で、申請書を記入し、担当者に提出ください。
 - ・適応指導教室で体験を行います。(合計5日間程度)
 - ・特別支援委員会で通級の可否を決定します。

就学相談担当【滝野川分庁舎2階7番】

03-3908-1237

【就学相談の流れ】

- 電話受付
Web受付 ↓
- 受理面接 ↓
- 発達検査 ↓
- 行動観察 ↓
- 学校見学体験 ↓
- 就学先の検討 ↓
- 就学先の決定
- ・就学相談の内容や相談の流れをご案内します。お子さんの園や家庭での状況について簡単にお聞きします。
 - ・お子さんの発達状況の聞き取りと行動の観察をします。
 - ・発達の状況を検査します。
 - ・お子さんが通っている幼稚園、保育園こども園、療育機関等での様子を観察します。
 - ・必要に応じて、区立の特別支援学級、都立の特別支援学校で実施します。
 - ・就学支援委員会で検討します。
 - ・保護者の意向を踏まえて、総合的に判断し決定します。